

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0729第4号」により下記の検査項目に
検査実施料の新設および算定条件の追加が通知されましたので
ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 28年 8月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
25-ヒドロキシビタミンD	400 点

■ 算定条件追加項目

検査項目	保険点数
デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性	233 点

▼詳細内容

【新設項目】

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
25-ヒドロキシビタミンD	400点	生化学的検査 (I) 判断料 (※3:144点)	「D007-57」 1,25-ジヒドロキシビタミンD3	ア. 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD3の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

【算定条件追加項目】

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	233点	免疫学的検査 判断料 (※5:144点)	「D012-43」 デングウイルス抗原定性	ア. デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 イ. デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。 ウ. 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか (ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料 エ. 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。 オ. 「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。